

『佐賀県時短要請協力金』に係る届出の手引

令和3年2月1日

【提出方法等】

【届出期間】

令和3年2月8日（月曜日）から同年3月5日（金曜日）まで

【提出方法】

1 届出書類の提出

郵送の場合

届出書類を次の宛先に郵送ください。なお、郵送の際の封筒は角形2号サイズでご提出をお願いします。また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお願いします。

<宛先> 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁 時短協力金係

令和3年3月5日（金曜日）の消印有効です。

切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

送料は届出者側でご負担をお願いします。

オンライン提出の場合

令和3年2月8日（月曜日）から運用開始予定です。

（公開予定 URL）<<https://www.saga-kyouryokukin.com/>>

なお、令和3年3月5日（金曜日）23時59分までに送信を完了してください。



持参窓口は設けておりません。（感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。）

2 届出に必要な書類の入手方法

次の方法にて、届出に必要な書類等を入手することができます。

- ・佐賀県ホームページからダウンロード

URL：<<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00378751/index.html>>

- ・佐賀県産業労働部産業政策課での配布
- ・各市町の所定の窓口での配布
- ・各商工団体の所定の窓口での配布

窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記の問い合わせ先で対応いたします。

- ・佐賀県時短協力金相談センター

TEL：0952-25-7556

受付時間：9時00分～17時00分（土、日、祝日もお電話いただけます。）

注意：協力金の不正受給は犯罪です！！

対象要件を満たしていないにもかかわらず、偽って協力金の交付を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合は、協力金を返還いただくとともに、届出者の屋号、氏名等を公表するなど、厳正に対処いたします。

協力金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、佐賀県は、「医療環境を守るための非常警戒措置」(令和3年1月18日公表。以下「非常警戒措置」という。)において、飲食店の皆様に営業時間の短縮及び酒類の提供時間の短縮(以下「営業時間短縮」という。)へのご協力をお願いいたしました。

要請の期間：令和3年1月21日(木)から同年2月7日(日)まで

要請内容：営業時間を5時から20時までとすること
酒類の提供時間を11時から19時までとすること

この依頼に応じて、営業時間短縮要請の対象となる店舗(以下「対象店舗」という。)を運営されている方で、要請期間の全ての期間で営業時間短縮を行っていただいた飲食店の皆様に対して、『佐賀県時短要請協力金』(以下「協力金」という。)を交付いたします。

2. 交付額

1店舗あたり72万円(何店舗でも上限なし)

「店舗」とは、「事業のために所有又は賃貸借している施設において、店舗名(屋号)を掲げて常設的に広く飲食の提供を行っているもの」をいいます。

対象要件

1. 対象

本協力金の対象となる店舗は、次の(1)から(3)の全てを満たす施設とします。

- (1) 佐賀県内で食品衛生法上の飲食店又は喫茶店の営業許可を受け、飲食の提供を行っている店舗(飲食店、喫茶店、遊興施設(キャバレー、スナック、バー等))のうち、夜20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗であること。(事業者は、法人、個人事業主を問わず、県外に本社がある場合や大企業も対象となります。)

なお、テイクアウトや宅配のみを行っている店舗及びキッチンカー、イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店は対象外となります。

- (2) 営業時間短縮要請の期間(令和3年1月21日(木)から同年2月7日(日)まで)の全ての期間において、営業時間短縮要請に応じ営業時間短縮(休業を含む。)を行った店舗であること。(『佐賀県時短要請協力金』に係る営業時間短縮状況届出書)(以

下「届出書」という。)に、当該期間の営業時間短縮の状況を記載していただきます。) 1日でも欠けた場合は、協力金の交付対象となりません。

- < 事例 1 > 通常の営業時間が朝 10 時から夜 10 時までの飲食店が全ての期間において夜 8 時に閉店する場合は協力金の対象。
- < 事例 2 > 通常の営業時間が朝 10 時から夜 10 時までの飲食店が全ての期間において全日休業する場合は協力金の対象。
- < 事例 3 > 通常の営業時間が朝 10 時から夜 10 時までの飲食店が全ての期間において、夜 8 時以降に飲食スペースを閉鎖したうえで、テイクアウトやデリバリーのみ営業する場合は協力金の対象。
- < 事例 4 > 通常の営業時間が朝 10 時から夜 7 時までの飲食店が営業時間の短縮又は全日休業しても協力金の対象外。
- < 事例 5 > 通常の営業時間が朝 10 時から夜 8 時まで、酒類の提供時間が朝 10 時から夜 7 時 30 分の飲食店が夜 8 時に閉店し、酒類の提供を夜 7 時までとする場合は協力金の対象外。

(3) 営業時間短縮要請の開始日(令和3年1月21日(木))以前から、対象店舗に関する必要な許認可を取得の上、営業している店舗であること。

2. 対象外

自己又は自社若しくは共同事業者の役員等が次のいずれかに該当する者及び次のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は本協力金の交付対象にはなりません。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

届出手続き等

1. 届出書類

協力金の交付を受けようとする方は、次に掲げる書類を、令和3年3月5日(金)までに佐賀県時短協力金係に提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、届出書類の返却はいたしません。

1. 営業時間短縮の状況(変更前後の営業時間)がわかる書類の写真又は写し (例)・本手引に掲載の「営業時間短縮のお知らせ」のひな形を掲示した案内の写真 ・営業時間短縮を告知した店頭貼り紙の写真 ・営業時間短縮を告知した自社ホームページや店頭ポスター、チラシ、SNSの写し等 営業時間短縮を行う店舗の名称や状況(営業時間短縮の期間、営業時間短縮の状況(変更前後の営業時間))がわかるよう工夫してください。
2. 酒類の提供時間がわかる書類の写真又は写し(酒類を提供する飲食店のみ)(1.と兼用可) (例)・本手引に掲載の「営業時間短縮のお知らせ」のひな形を掲示した案内の写真 ・酒類の提供時間短縮を告知した店頭貼り紙の写真 ・酒類の提供時間を注意書きしたメニュー表の写し等
3. 令和元年分又は令和2年分の確定申告書の写し(収受印又は電子申告の受信通知のあるものに限る。) (法人)確定申告書別表一 (個人)確定申告書第一表 開業後間もないため申告時期を迎えていない場合は、開業届又は法人設立届の写し。
4. 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の写し 複数店舗について届出される方は、全ての店舗に係る許可の写しを提出してください。
5. 届け出る店舗ごとの外景(店舗名入り)の写真
6. 本人確認書類の写し (法人)法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類 (個人)運転免許証、パスポート、保険証等の書類
7. 協力金の振込先口座の通帳の写し 通帳のおモチ面、通帳を開いた1,2ページ目の両方(金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ)の写し。 インターネットバンキングの場合、上記の情報が分かるサイトページの写し。
8. 『佐賀県時短要請協力金』に係る営業時間短縮状況届出書(別紙1) 複数店舗について届出される方は1回の届出にまとめていただくようお願いします。
9. 誓約書(別紙2) 誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名の欄は、必ず自署でお願いします。
10. 振込先口座申出書(別紙3) 振込先の口座は届出者ご本人の口座に限ります。(法人の場合は、当該法人の口座に限ります。)

オンライン提出の場合は、上記書類(8.『佐賀県時短要請協力金』に係る営業時間短縮状況届出書(別紙1)及び10.振込先口座申出書(別紙3)を除く。)をスキャナまたは写真で取り込み、送信してください。

2. 届出に必要な書類の入手方法

次の方法にて、届出様式を入手することができます。

佐賀県ホームページからダウンロード

URL : <<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00378751/index.html>>

佐賀県産業労働部産業政策課での配布

佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 新館9階南側

各市町の所定の窓口(別表1)での配布

各商工団体の所定の窓口(別表2)での配布

令和3年2月3日(水)の新聞折込みチラシ(協力金の案内と届出書類を掲載)

窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

別表1 各市町の所定の窓口

市町名・所属名	電話番号	住所
佐賀市商業振興課	0952-40-7100	佐賀市栄町1番1号 本庁6階
唐津市商工振興課	0955-72-9141	唐津市西城内1番1号 大手口別館5階
鳥栖市商工振興課	0942-85-3605	鳥栖市宿町1118番地 南別館1階
多久市商工観光課	0952-75-2117	多久市北多久町大字小侍7-1 1階
伊万里市企業誘致・ 商工振興課	0955-23-2184	伊万里市立花町1355番地1 本館2階
武雄市商工観光課	0954-23-9237	武雄市武雄町大字昭和12番地10 3階
鹿島市商工観光課	0954-63-3412	鹿島市大字納富分2643番地1 2階
小城市商工観光課	0952-37-6129	小城市三日月町長神田2312番地2 東館1階
嬉野市観光商工課	0954-42-3310	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地 嬉野庁舎1階
神崎市商工観光課	0952-37-0107	神崎市神崎町鶴3542番地1 本庁2階
吉野ヶ里町産業振興課	0952-37-0350	神埼郡吉野ヶ里町三津777番地 東脊振庁舎2階
基山町産業振興課	0942-92-7945	三養基郡基山町大字宮浦666番地 2階
上峰町産業課	0952-52-7415	三養基郡上峰町大字坊所383番地1 1階
みやき町企画調整課	0942-89-1655	三養基郡みやき町大字東尾737-5 みやき町庁舎2階
玄海町企画商工課	0955-52-2112	東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 3階
有田町商工観光課	0955-46-2500	西松浦郡有田町立部乙2202番地 3階 14番窓口
大町町企画政策課	0952-82-3112	杵島郡大町町大字大町5017番地
江北町産業課	0952-86-5615	杵島郡江北町大字山口1651番地1 1階
白石町商工観光課	0952-84-7123	杵島郡白石町大字福田1247番地1 2階
太良町企画商工課	0954-67-0312	藤津郡太良町大字多良1番地6 本庁2階

窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

別表2 各商工団体の所定の窓口

団体名	電話番号	住 所
佐賀商工会議所	0952-24-5158	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル6階
唐津商工会議所	0955-72-5141	唐津市大名小路1-54
鳥栖商工会議所	0942-83-3121	鳥栖市元町1380-5
伊万里商工会議所	0955-22-3111	伊万里市新天町663
武雄商工会議所	0954-23-3161	武雄市武雄町大字昭和1番地2
鹿島商工会議所	0954-63-3231	鹿島市大字高津原4296-41
小城商工会議所	0952-73-4111	小城市小城町253-21 ゆめぶらっと小城3階
有田商工会議所	0955-42-4111	西松浦郡有田町本町丙954番地9
多久市商工会	0952-74-2144	多久市北多久町大字小侍687-19
佐賀市南商工会	0952-47-2590	佐賀市諸富町大字為重529-5
佐賀市北商工会	0952-62-0174	佐賀市大和町大字尼寺1854-5
小城市商工会	0952-66-0222	小城市牛津町牛津726-1
神崎市商工会	0952-52-7131	神崎市神埼町神埼413-3
吉野ヶ里町商工会	0952-52-4644	神埼郡吉野ヶ里町吉田283-6
基山町商工会	0942-92-2653	三養基郡基山町大字宮浦218
みやき町商工会	0942-94-3328	三養基郡みやき町大字原古賀1043-2
上峰町商工会	0952-52-9505	三養基郡上峰町大字坊所383-1
唐津東商工会	0955-62-2901	唐津市相知町相知2044-10
唐津上場商工会	0955-82-3826	唐津市鎮西町名護屋1801
唐津上場商工会 経営支援センター	0955-52-2118	東松浦郡玄海町諸浦338-1
武雄市商工会	0954-36-2111	武雄市北方町大字志久1662
武雄市商工会 山内事務所	0954-45-2505	武雄市山内町大字三間坂甲13800
大町町商工会	0952-82-5555	杵島郡大町町大字福母419-3
江北町商工会	0952-86-2151	杵島郡江北町大字山口3360-2
白石町商工会	0952-84-2043	杵島郡白石町大字福田1970-6
太良町商工会	0954-67-0069	藤津郡太良町大字多良1856-2
嬉野市商工会	0954-66-2555	嬉野市塩田町大字馬場下甲1777-1
佐賀県商工会連合会	0952-26-6101	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル6階
佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル6階

窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

3 . 提出方法

郵送の場合

届出書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。なお、郵送の際の封筒は角形2号サイズでご提出をお願いします。

また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

<宛先>

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県庁 時短協力金係

令和3年3月5日(金)の消印有効です。

切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

送料は届出者側でご負担をお願いします。

オンライン提出の場合

令和3年2月8日(月)から運用開始予定です。

詳細は、後日佐賀県ホームページでご案内します。

(公開予定 URL) <<https://www.saga-kyouryokukin.com/>>

なお、令和3年3月5日(金)23時59分までに送信を完了してください。



持参窓口は設けておりません。(感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。)

4 . 本協力金の届出受付期間

令和3年2月8日(月)から同年3月5日(金)まで

5 . 追加書類の提出依頼及び届出内容の確認

届出書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、届出内容の確認や説明を求めるために連絡をすることがあります。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、協力金の交付を受ける意思がないものと判断し、届出を却下します。

6 . 交付の決定

届出書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を交付します。また、本協力金の交付は、届出書類の受理後、速やかに行います。

なお、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、確認のために連絡をすることがあり、交付まで時間を要する場合があります。

7．通知等

届出書類の審査の結果、本協力金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を発送いたします。

8．本協力金に関するお問い合わせ先

本協力金の届出等に関してご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

・佐賀県時短協力金相談センター

TEL：0952-25-7556

受付時間：9時00分～17時00分（土、日、祝日もお電話いただけます。）

その他

1．協力金の返還

本協力金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、佐賀県は本協力金の交付決定を取り消します。この場合、届出者は、協力金を返金するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の支払いを求められる場合があります。

2．事業者名等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、協力金の交付を受けた事業者名、店舗名等の情報を佐賀県ホームページにて公表することがあります。

3．検査・報告等

本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、佐賀県は対象店舗の営業時間短縮の取組について検査を行うとともに報告等を求めることがあります。

『佐賀県時短要請協力金』に係る営業時間短縮状況届出書

別紙 1

時短

佐賀県知事 様

令和 3 年 月 日

所在地郵便番号	〒 -		
所在地住所 <small>ここに記載の住所に交付決定の通知を送付いたします。</small>			
フリガナ			
名称 <small>法人の場合は法人名、個人の場合は店舗名(屋号等)</small>			
代表者 役職名 <small>法人のみ記載してください。</small>	フリガナ		
	代表者氏名		
代表者の生年月日 (和 暦)	大正・昭和・平成	年	月 日
連絡担当者名	担当者電話番号		
	担当者 E-mail		

佐賀県からの要請に応じ、1月21日から2月7日までの全ての期間、以下のとおり営業時間を短縮（休業を含む）しましたので届け出ます。

(フリガナ) 店舗名(屋号等)	店舗所在地	店舗電話番号		営業時間短縮の内容	酒類の提供時間短縮の内容 (酒類を提供する飲食店のみ)
			通常	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
			要請期間中	時 分～ 時 分 又は 休業	時 分～ 時 分
			通常	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
			要請期間中	時 分～ 時 分 又は 休業	時 分～ 時 分
			通常	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
			要請期間中	時 分～ 時 分 又は 休業	時 分～ 時 分
イザカヤサガ 居酒屋佐賀	佐賀市城内一丁目	0000-0	通常	16時00分～23時00分	時 分～ 時 分
			要請期間中	時 分～ 時 分 又は 休業	時 分～ 時 分

行が不足する場合には、本様式を追加するなどしてください。また、その場合は、それぞれに様式が複数枚あることを明記(「全2枚中の1枚目」、「全2枚中の2枚目」等)してください。

【添付書類】 添付書類の提出もれがないよう届出にあたっては に✓の記載をお願いします。

- 営業時間短縮の状況(変更前後の営業時間)がわかる書類の写真又は写し
- 酒類の提供時間がわかる書類の写真又は写し(酒類を提供する飲食店のみ)(と兼用可)
- 令和元年分又は令和2年分の確定申告書の写し(収受印又は電子申告の受信通知のあるものに限る)
- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の写し
- 届け出る店舗ごとの外景(店舗名入り)の写真
- 本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)の写し
- 協力金の振込先口座の写し(通帳のオモテ面、通帳を開いた1,2ページ目の両方)
- 誓約書(別紙2)
- 振込先口座申出書(別紙3)

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、届出の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行います。

この届出書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県時短要請協力金の交付事務及び誓約事項の確認のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

私は、佐賀県の非常警戒措置に伴う営業時間短縮の要請に基づき、『佐賀県時短要請協力金』に係る営業時間短縮状況届出を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- ・対象要件を全て満たしています。
- ・『佐賀県時短要請協力金』に係る営業時間短縮状況届出書に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・虚偽や不正等が判明した場合は、協力金の返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。また、協力金の交付を受けた事業者名、対象店舗の情報を公表されることに同意します。
- ・佐賀県から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・届出日時点で倒産又は廃業していません。また、届出を行った店舗について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある前から休業又は営業時間短縮を行った店舗ではありません。
- ・店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮を行う権限を有しています。
- ・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

以上

令和 3 年 月 日

佐賀県知事 様

所在地 _____

名 称 _____

代表者名 _____

法人の代表者又は個人事業者が自署してください。

振込先口座申出書

令和 3 年 月 日

佐賀県知事 様

佐賀県から私に支払われる『佐賀県時短要請協力金』の振込先を、以下のとおり申し出ます。

申請者 (法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

住所

氏名

口座情報誤りの場合の問い合わせ先 (☎ - - 担当者:)

※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

振込先金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号(右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店	普通・当座 (○をつけてください)	
受取口座名義人(カタカナ)		30文字以内	

※金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義は預金通帳等で必ず確認してください。(通帳の写しを添付してください。)

※振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)

※口座情報に誤りがあった場合、協力金のお支払いが遅延する可能性があります。

※株式会社は(カ)、有限会社は(ユ)など法人種類は略称でかまいません。

※振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、支店名は店番(3桁数字)を記入してください。

※以下、佐賀県使用欄につき記入しないでください。

振込指定日	月	日
依頼人名	サガケンキョウリョクキン	

口座振替依頼書

共通連番: ()

下記のとおりお支払いください。

令和 3 年 月 日

株式会社佐賀銀行 御中

佐賀県産業労働部 産業政策課長

口座振替先	金額(円)
当紙振込先口座申出書のとおり	0000

検印

口座振替済書

当紙口座振替依頼書のとおり支払いました。

令和 年 月 日

佐賀県産業労働部 産業政策課長 様

株式会社 佐賀銀行

佐賀県知事 様

令和 3 年 2 月 5 日

所在地郵便番号	〒 -		
所在地住所 <small>ここに記載の住所に交付決定の通知を送付いたします。</small>	佐賀市 町 番		
フリガナ	カブシキガイシャサガ		
名称 <small>法人の場合は法人名、個人の場合は店舗名(屋号等)</small>	株式会社佐賀		
代表者 役職名 <small>法人のみ記載してください。</small>	代表取締役	フリガナ	サガ タロウ
		代表者氏名	佐賀 太郎
代表者の生年月日 (和 暦)	大正・昭和・平成 年 月 日		
連絡担当者名	担当者電話番号	- -	
	担当者 E-mail	aaaaaaaa@aaaaaaaa	

押印の必要はありません

佐賀県からの要請に応じ、1月21日から2月7日までの全ての期間、以下のとおり営業時間を短縮（休業を含む）しましたので届け出ます。

(フリガナ) 店舗名(屋号等)	店舗所在地	店舗電話番号		営業時間短縮の内容	酒類の提供時間短縮の内容 (酒類を提供する飲食店のみ)
サガテイ 佐賀亭	佐賀市 町 番	××-××-××	通常	平日 11 時 00 分 ~ 19 時 00 分 土日 11 時 00 分 ~ 22 時 00 分	時 分 ~ 時 分
			要請期間中	時 分 ~ 時 分 又は 休業	時 分 ~ 時 分
サガテイカラッテン 佐賀亭唐津店	唐津市 町 番	××-××-××	通常	11 時 00 分 ~ 22 時 00 分	11 時 00 分 ~ 21 時 00 分
			要請期間中	~1/27 : 11 時 00 分 ~ 20 時 00 分 1/28 ~ : 又は 休業	~1/27 : 11 時 00 分 ~ 19 時 00 分 1/28 ~ : 休業
イザカヤサガ 居酒屋佐賀	佐賀市 町 番	××-××-××	通常	16 時 00 分 ~ 23 時 00 分 【完全予約制】	16 時 00 分 ~ 23 時 00 分
			要請期間中	時 分 ~ 時 分 又は 休業	時 分 ~ 時 分
イザカヤサガ 居酒屋佐賀	佐賀市城内一丁目	0000-0	通常	16 時 00 分 ~ 23 時 00 分 【記載例】	時 分 ~ 時 分
			要請期間中	時 分 ~ 時 分 又は 休業	時 分 ~ 時 分

行が不足する場合には、本様式を追加するなどしてください。また、その場合は、それぞれに様式が複数枚あることを明記(「全2枚中の1枚目」、「全2枚中の2枚目」等)してください。

【添付書類】 添付書類の提出もれがないよう届出にあたっては に✓の記載をお願いします。

- 営業時間短縮の状況(変更前後の営業時間)がわかる書類の写真又は写し ✓
- 酒類の提供時間がわかる書類の写真又は写し(酒類を提供する飲食店のみ)(と兼用可) ✓
- 令和元年分又は令和2年分の確定申告書の写し(収受印又は電子申告の受信通知のあるものに限る) ✓
- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の写し ✓
- 届け出る店舗ごとの外景(店舗名入り)の写真 ✓
- 本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)の写し ✓
- 協力金の振込先口座の写し(通帳のオモテ面、通帳を開いた1,2ページ目の両方) ✓
- 誓約書(別紙2) ✓
- 振込先口座申出書(別紙3) ✓

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、届出の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行います。

この届出書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県時短要請協力金の交付事務及び誓約事項の確認のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

私は、佐賀県の非常警戒措置に伴う営業時間短縮の要請に基づき、『佐賀県時短要請協力金』に係る営業時間短縮状況届出を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- ・対象要件を全て満たしています。
- ・『佐賀県時短要請協力金』に係る営業時間短縮状況届出書に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・虚偽や不正等が判明した場合は、協力金の返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。また、協力金の交付を受けた事業者名、対象店舗の情報を公表されることに同意します。
- ・佐賀県から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・届出日時点で倒産又は廃業していません。また、届出を行った店舗について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある前から休業又は営業時間短縮を行った店舗ではありません。
- ・店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮を行う権限を有しています。
- ・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

以上

令和 3 年 2 月 ○日

佐賀県知事 様

所在地 佐賀市○○町○○番名称 株式会社佐賀代表者名 代表取締役 佐賀 太郎

ゴム印等を使用せず、必ず自署してください。
なお、押印の必要はありません。

法人の代表者又は個人事業者が自署してください。

振込先口座申出書

令和 3 年 2 月 〇 日

佐賀県知事 様

佐賀県から私に支払われる『佐賀県時短要請協力金』の振込先を、以下のとおり申し出ます。

申請者 (法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

住所

佐賀市〇〇町〇〇番

氏名

株式会社佐賀 代表取締役 佐賀 太郎

口座情報誤りの場合の問い合わせ先 (☎ ×× - ×× - ×× 担当者: ●●)

※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

振込先金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号(右詰め記入)
〇〇 銀行	〇〇 支店	普通・当座 (〇をつけてください)	0 0 0 0 0 0 0
受取口座名義人(カタカナ) 30文字以内			
カ) サカ イ ヒ ヨ ウ ト リ シ マ リ ヤ ク サ カ タ ロ ウ			

※金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義は預金通帳等で必ず確認してください。(通帳の写しを添付してください。)

※振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)

※口座情報に誤りがあった場合、協力金のお支払いが遅延する可能性があります。

※株式会社はカ)、有限会社はユ)など法人種類は略称でかまいません。

※振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、支店名は店番(3桁数字)を記入してください。

※以下、佐賀県使用欄につき記入しないでください。

振込指定日	月	日
依頼人名	サガケンキョウリョクキン	

口座振替依頼書

共通連番: ()

下記のとおりお支払いください。

令和 3 年 月 日

株式会社佐賀銀行 御中

佐賀県産業労働部 産業政策課長

口座振替先	金額(円)
当紙振込先口座申出書のとおり	0 0 0 0

検印

口座振替済書

当紙口座振替依頼書のとおり支払いました。

令和 年 月 日

佐賀県産業労働部 産業政策課長 様

株式会社 佐賀銀行

営業時間短縮のお知らせ

佐賀県からの要請により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、酒類の提供時間及び営業時間を次のとおり短縮します。

- **実施期間 1月21日～2月7日**
- **酒類の提供時間 19時まで**
- **短縮後の営業時間**

_____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分

通常営業時間（短縮前） _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分

店舗名：

営業時間短縮のお知らせ

佐賀県からの要請により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
営業時間を次のとおり短縮します。

● **実施期間** 1月21日～2月7日

● **短縮後の営業時間**

____ 時 ____ 分 ～ ____ 時 ____ 分

通常営業時間（短縮前） ____ 時 ____ 分 ～ ____ 時 ____ 分

店舗名：

休業のお知らせ

佐賀県からの要請により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、

つぎの期間、**休業**します。

実施期間：1月21日～2月7日

通常営業時間（休業前） 時 分 ～ 時 分

店舗名：